

事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 6 第 7 項～第 9 項に規定する事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 6」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。
- (2) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、事業適応設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第 3 項第 1 号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii … 総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第 3 項第 2 号に掲げる所得に係る部分の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法 165 の 5 の 3）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「㉔」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉕」欄の B の金額を記載します。
- (7) 「㉑」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉒」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が事業適応設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 6